

(別 表)

様式

用紙の大きさは日本標準規格
B列八番によるものとする

(表 面)

第 号

官 氏 名

会社経理応急措置法に基づく検査証

省 印

昭和 年 月 日交付

省

(裏 面)

会社経理応急措置法第二十五条 主務大臣は、必要があると認めるときには、特別経理会社に対して、監督上必要な命令をすることができる。

主務大臣は、この法律の施行に関し、必要があると認めるときには、業務及び財産の状況に関して報告をさせ、又は当該官吏に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

主務大臣は、前項の規定によつて、当該官吏に検査させるときには、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならぬ。

会社経理応急措置法第三十二条 第二十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。同項による検査を拒み、妨げ又は忌避した者も同様である。